

松原市立松原第七中学校

平成26年度 学校いじめ防止基本方針（概要）

1. 基本方針

〔教育目標〕—誇れる七中をみんなの力で

- 「七つの 誇り」
- | | |
|---------|-------------|
| 1・仲間 | おもいやる心と行動 |
| 2・学習 | 学び合い共に伸びよう |
| 3・生活 | のびのびと規律ある生活 |
| 4・身体健康 | たくましくしなやかに |
| 5・真実 | 真実をみきわめる力 |
| 6・創造 | 豊かに感じ創造する力 |
| 7・人権と平和 | 人間を尊び生きぬく力 |

教育目標実現のための重点項目

～『「分かった!」といえる授業を! 「ほっ!」とできる学校を!』をめざして～

- ① 授業づくり 学力向上をめざした多様な「学び」のスタイルの追求
- ② 「落ち着いた」学校生活環境の提供
- ③ 「人間関係学科（略称 HRS）」の研究・実践と不登校生等への対応
- ④ 集団づくり・自主活動の推進
- ⑤ 人権教育の推進
- ⑥ 地域教育協議会との連携を通して地域・校区でともに子どもを育てる関係づくり
- ⑦ 総合的な学習の時間の取り組み
- ⑧ 生徒の安全確保のための危機管理の充実

本校では、以上の教育目標、重点項目実現のため、日々の教育活動を推進している。特にその中でも、「安心安全な学校づくり」を基本とし、『人権を大切にする意識、集団づくりを基盤とした取組み』＝『人間関係づくり、集団づくり』を進めている。

その『人間関係づくり、集団づくり』を根本から覆す、大きな問題が、「いじめ」事象である。

「いじめ」は、人権にかかわる重大な問題でもある。本校は、「いじめ」事象は、どこでも起こりうるという危機感を常にもち、①まずは、事象が起こらない集団をつくることを第一である。日々の集団づくり（班・クラス・学年）を基軸に、生徒観察・教育相談等、生徒の状況の把握に努めている。また、教職員集団のネットワークを太くし、組織的・機能的に動くことのできる学校体制を創りあげなければならない。②もし、事象が起こったときに、生徒を大切にした、機敏な動きが、有機的にとれる教職員集団でなくてはならない。＝一人ひとりを大切にする、暖かい学校を実現するため、この基本方針を定め、取組みを進める。

◇ いじめの定義：

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止等の対策のための組織

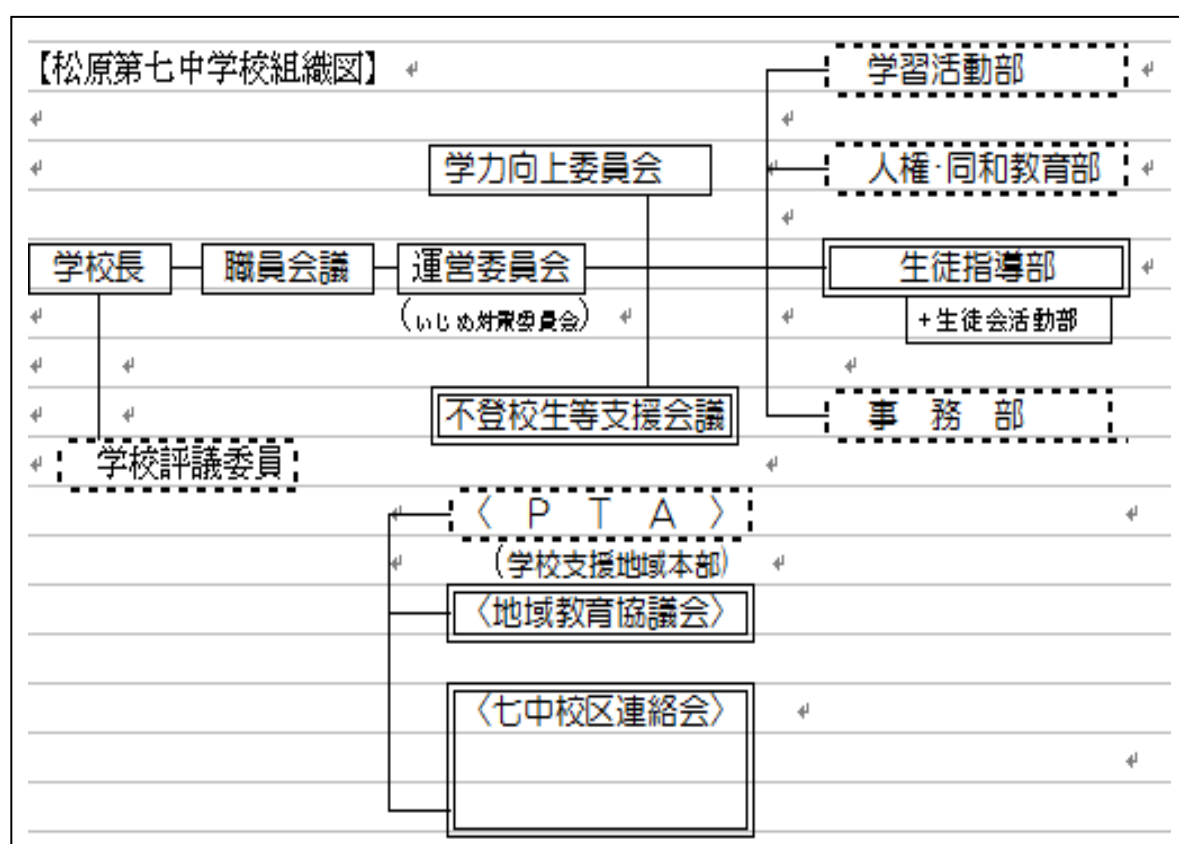
①組織名〔いじめ防止対策委員会〕（運営委員会＋α）

②構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、こども支援コーディネーター、生徒指導主事、人権教育担当、教務主任、各学年主任、養護教諭、（随時：クラブ顧問、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー）

③組織の役割

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（こども支援コーディネーター）（養護教諭）



3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方—いじめ未然防止のために

(2) 早期発見のための取組み

(3) いじめ認知後における早期対応の取組み

1 基本的な対応

2 緊急・重篤な事案への対応

3 ネット上のいじめへの対応